

岬町公告第1号

岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年3月24日

岬町長 田 代 堯

令和8年岬町要綱第12号

岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町外の小中学校等に在籍する児童生徒の保護者に対し、給食費相当額の補助金を交付することにより、昼食に係る経済的負担を軽減し、子育て支援の充実に資するための町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校をいう。
- (2) 児童生徒 小中学校等に在籍する者（特別支援学校にあつては、当該特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する者）をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者及び保護者に準ずる者として町長が認める者をいう。
- (4) 学校給食等 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及びそれと同じ目的で児童又は生徒が摂る食事として町長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に居住し、かつ、住民記録台帳に記録されている児童生徒であつて、町外の小中学校等に在籍しているものの保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するときは、補助対象者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により教育扶助を受けているとき。
- (2) 学校給食等に要する経費の全部について、本町以外の者から補助金その他公費による援助を受けているとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、学校給食等を必要とした回数（ただし、岬町立小中学校の学校給食を必要とする回数を限度とする。）を乗じて得た額とする。

- (1) 小学校1年、2年の児童 1回につき310円
 - (2) 小学校3年、4年の児童 1回につき320円
 - (3) 小学校5年、6年の児童 1回につき330円
 - (4) 中学校の生徒 1回につき360円
- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が在籍する小中学校等の学校給食の単価が前項各号の金額に満たない場合は、当該小中学校等の学校給食の単価に学校給食等を必要とした回数に乗じて得た額とする。
- 3 前2項にかかわらず、学校給食等に要する経費の一部について、本町以外の者から補助金その他公費による援助を受けているときは、当該額を補助金の額から控除する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる期間に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該各号に定める期間内に、岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を、児童生徒が在籍する小中学校等の長（以下「学校長」という。）の証明を受けてから、町長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から9月30日までの期間 10月1日から同月末日
 - (2) 10月1日から翌年3月31日までの期間 同日
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める期間に同項に定める交付申請ができないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、同項第2号に定める期間までに交付申請することができる。

(補助金の額の決定)

第6条 町長は、前条第1項に規定する交付申請があったときは、当該交付申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金額を確定し、岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金交付決定・確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに、岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金変更申請書兼実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定するとともに、岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金変更交付決定・確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けようとする者が、虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその返還を命じることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

年 月 日

岬町長あて

(申請者)

住所

氏名

電話番号

1. 交付申請書

下記のとおり申請します。

児童・生徒名		性別	男 ・ 女
学校名		学年	年
交付申請額	円（下表①×＊単価）		

2. 実績報告書

下記のとおり実績報告します。

児童・生徒名					
期間		年 月 日～		年 月 日	
上記のうち昼食を必要とする日数		日	左のうち出席日数①		日
＊学校給食を提供している場合のみ記入下さい。		単価	円/1食	回数	回/週
学校等証明	上記のとおり、出席したことを証明します。 年 月 日 所在地 学校等名 学校等の長				
	印				

3. 請求書

請求額 金 円

指定口座

金融 機関名	銀行・信金 農協・信組・労金	口座 種別	普通 当座	口座番号 (右づめ)							
支店名	支店・出張所	フリガナ									
		口座名義									

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岬町長

岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金交付決定・確定通知書

年 月 日付けで申請のあった岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金について、岬町町外小中学校等通学児童生徒等給食費等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定・確定しましたので通知します。

記

児童生徒名

学校名

学年

補助金決定・確定額 金 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金変更申請書兼実績報告書

年 月 日

岬町長あて

(申請者)
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金に変更が生じたので、町外小中学校等通学児童生徒等給食費等補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1. 児童生徒

児童・生徒名		性別	男 ・ 女
--------	--	----	-------

2. 変更内容

児童・生徒名				
申請額の変更	変更申請額	円 (①×*単価)		
	期間	年 月 日～ 年 月 日		
	上記のうち昼食を必要とする日数	日	左のうち出席日数①	日
	上記のとおり、出席したことを証明します。 年 月 日 所在地 学校等名 学校等の長 印			
岬町外への住所変更		転出日	年 月 日	
		新住所		

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岬町長

岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金変更交付決定・確定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった岬町町外小中学校等通学児童生徒給食費等補助金について、岬町町外小中学校等通学児童生徒等給食費等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定・確定しましたので通知します。

記

1. 児童・生徒名
2. 学校名
3. 変更前の交付決定・確定額
4. 変更後の交付決定・確定額
5. その他